

## 妊婦健康診査への財政支援の継続を求める意見書

妊婦健康診査の公費助成については、妊娠週数に応じて受診する必要がある妊婦健康診査 14 回のうち、それまで地方財政措置がされていなかった 9 回分について支援するため、国の平成 20 年度第 2 次補正予算において妊婦健康診査臨時特例交付金が措置され、その財源により各都道府県に基金が創設され市町村への補助が行われている。

これにより、平成 22 年度末まで、妊娠から出産まで公費負担による健診を受けられるようになった。その後、この事業の実施期限は 1 年ごとの延長となっており、平成 25 年度以降については未定となっている。

早産や未熟児の分娩を未然に防ぎ、早期に異常徴候を発見して早期に対応するためには妊娠中の適切な母体管理が大変重要である。すべての妊婦に対して妊娠中の適切な母体管理を図るため、必要な回数の妊婦健康診査を受けられるよう、恒久的な政策として妊婦健診を位置づけることが求められる。

よって、国におかれては、市町村による妊婦健康診査への公費助成が継続して行えるよう、市町村に対する財政支援を平成 25 年度以降も実施することを強く要望する。とりわけ、現在の 1 年度単位の延長から、財政支援を恒久的なものにするなど、継続に向けた必要な措置を講ずることを強く期待する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議員 武 石 利 彦

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 様